

マイナポイント第2弾が始まります

マイナポイント第1弾では、2021年4月までにマイナンバーカードを申請し、マイナポイントの申し込みをした方を対象に、電子決済サービスを利用したチャージ・買い物金額に応じ、最大5000円相当のマイナポイントが付与されました。第2弾では、1月1日から対象者にマイナポイントが付与されます。

対象者

- 次のいずれかに該当する方
 - マイナンバーカードを2021年5月以降に申請した
 - すでにマイナンバーカードを取得しているが、マイナポイント第1弾に申し込まなかった
 - マイナポイント第1弾に申し込んだが、5000円相当のポイント上限に達していない
- ※マイナポイントの申し込みは、パソコンやスマートフォンで手続きができます。(対応機種は限られます)



詳細は、決まり次第市ホームページや広報紙でお知らせします。

第三者行為の届け出のお願い

国民健康保険 後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や他人の犬にかまれたなど第三者(自分以外)の行為によって負傷した場合、治療費は本来、加害者が負担すべきですが、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。その場合は、速やかに国保・後期高齢者医療の窓口へ届け出や連絡をしてください。

ご注意ください

- 相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。示談内容によっては、治療費を被保険者自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談をする場合も、事前に国保年金課へご連絡ください。
- 保険証が使えないとき
- 通勤中や業務中の負傷
- 飲酒運転や無免許運転など自身の故意による犯罪行為での負傷

確定申告は「自宅で」

次の方法で自宅から申告書の提出ができます。

- e-Taxで申告書を提出
- 申告書を作成・印刷し、潮来税務署へ郵送(〒311-2492 潮来市小泉南1358) e-Tax・作成コーナーヘルプデスクで相談もできます

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

日時 1月24日(月)～3月15日(火) 土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後4時 場所 潮来税務署 ※会場への入場には、当日配付または、事前に国税庁公式LINEから取得した入場整理券が必要です ※潮来税務署では、還付申告を希望する方の申告相談を確定申告前の2月15日以前でも受け付けています

自動車税は便利な口座振替で

☎0299・72・0041 圓行方県税事務所

口座振替にすると、納付のために金融機関へ出向く必要がなくなり、新たに自動車を取得したときも再度の手続きが不要です。預金口座のある県内の金融機関へ届出印を持参し手続きしてください。 2月末までに申し込むと、2022年度の自動車税から口座引き落としになります。

1月10日は「110番の日」

☎0299・90・0110 圓神栖警察署

110番は、警察に駆けつけてほしい時の緊急通報ダイヤルです。相談や要望、問い合わせのために利用すると、緊急の事件・事故への対応を遅らせることになります。 相談などの際は、警察相談専用電話(#9110)をご利用ください。

オレンジカフェかみす

☎0299・91・1701 圓・圓長寿介護課

認知症の人やその家族、支援者などが気軽に交流を楽しんだり意見交換したりできます。個別相談も可。 日時 1月18日(火) 午後1時30分～3時30分 場所 保健・福祉会館 定員 10人(予約先着順)

パーキンソン病友の会(鹿の会) ミニ交流会

☎090・1851・7799 圓・圓パーキンソン病友の会 発知

病気の悩み、薬、介護のことを患者・家族で話そう。 日時 1月22日(土) 午後1時30分～3時30分 場所 トレイクエコー(行方市) 費用 500円(会員は無料) 申込方法 前日までに電話申し込み

募集

パブリックコメント 神栖市地域防災計画(案)

☎0299・90・1126 圓・圓防災安全課

災害に関する総合的な指針と対策計画を定めた「神栖市地域防災計画」の改訂にあたり、意見を募集します。 閲覧・提出期間 1月7日(金)～2月5日(土)

対象 市内在住・在勤・在学の方 閲覧場所 防災安全課、市民生活課、かみす防災アリーナ、各公民館、各コミュニティセンター、市ホームページ



提出方法 所定の用紙に必要事項と意見を記入し、郵送・FAX・持参またはいばらき電子申請・届出サービスで提出 提出先 防災安全課 〒314・0192 神栖市溝口 4991・5 ☎0299・92・4917

パブリックコメント 第3次健康かみす21プラン(案)

☎0299・90・1331 圓・圓健康増進課

市民の健康寿命の延伸と健康格差是正のため、「健康日本21(第二次)」、「第2次健康いばらき21プラン」を踏まえ、「第3次健康かみす21プラン」を策定します。この計画案について、意見を募集します。 閲覧・提出期間 1月11日(火)～2月10日(木)

対象 市内在住・在勤・在学の方 閲覧場所 健康増進課、市民生活課、かみす防災アリーナ、各公民館、各コミュニティセンター、市ホームページ



提出方法 所定の用紙に必要事項と意見を記入し、郵送・FAX・持参またはいばらき電子申請・届出サービスで提出 提出先 健康増進課 〒314・0121 神栖市溝口 1746・1 ☎0299・90・1330 ※持参の場合は市民生活課も可